



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

人口 24年12月1日現在

()内は前月比

- 人口/321,764人(-200)
- 男/151,327人(-108)
- 女/170,437人(-92)
- 11月分・出生 202人
- ・死亡 341人
- ・転入 481人
- ・転出 542人
- 世帯/133,380世帯(-91)

今月納期の市税

納付期限 1月31日(木)

●市・県民税第4期

●国民健康保険税第7期

市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。なお、引き落とし日は納付期限の日です。

問い合わせ

納税課 ☎(866)2059
国保年金課 ☎(866)2189

1 小・中学生の就学援助制度 学習費用や給食費などをサポートします

市内の小・中学校に通うお子さんがいる家庭で経済的に困りのかたに、学習に必要な費用や給食費などの一部を援助します。詳しくは学校で配布する「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

●問い合わせ 教育委員会学事課
☎(866)2243

2 食料品や日用品を 自宅にお届けします

市では、ふだん買い物に不自由を感じているかたに食料品などを配達するサービスを試験的に実施しています(3月31日(日)の配達まで)。また、高齢者が希望するかたには、配達スタッフが玄関先の除雪や家具の移動など10分

3 住宅のバリアフリー 改修工事を補助

高齢者が安心して生活するための住まいのバリアフリー改修工事(スロープや手すり設置、段差解消など)に、国の事業を活用して補助します。申請方法など、詳しくは事業主体代表の(株)小野建築研究所 ☎(888)4551、または秋田市地域包括支援センター ☎(862)8114へご相談ください。

●問い合わせ 株式会社あきた市民市
場メイト ☎(893)3917

対象者(①または②に該当するかた)
①要介護認定、要支援認定または障害者等級認定を受けているかた

②①に準ずるかたで、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動などに困難が伴うと医師が認めるかた

補助戸数 10戸

補助額 補助基準で算定した工事費の2分の1(1戸あたり20万円が上限。工事費には介護保険などの給付対象額は含みません)

4 家族や地域のみんなを守る 自主防災リーダーの 養成研修会を開催



防災に関する基礎的な知識を学び、リーダーとして活動できる人材を養成する研修会です。どなたでも参加できます。受講無料。定員60人。
日時 1月28日(月)午後1時30分〜4時30分

会場 サンパル秋田(文化会館内)

研修内容 防災の講演、災害図上訓練

●申し込み はがきかファクス、Eメールに氏名、自主防災組織が町内会の名前、電話番号を書いて、1月23日(水)(必着)まで、〒010-8560 秋田市役所防災安全対策課「リーダー研修会」係 ファクス(823)5099
Eメール no-guods@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 防災安全対策課
☎(866)2021

5 秋田県の最低賃金は 時間額654円です

秋田県内の最低賃金は1時間当たり654円です。これは、県内で働くすべての労働者に適用されます(産業別の最低賃金もあります)。

この額より低い賃金は労使合意の上で定めても無効となり、最低賃金との差額の支払い義務が生じます。支払わ



平成24年分所得税・消費税・贈与税

確定申告

問い合わせ 秋田南税務署 ☎(832)4121
秋田北税務署 ☎(845)1161

受付期間

- 所得税 ▶ 2月18日(月)～3月15日(金)
* 所得税の還付申告書は受付期間前でも提出可。
- 贈与税 ▶ 2月1日(金)～3月15日(金)
- 消費税(個人事業者) ▶ 4月1日(月)まで

インターネットで申告できます

e-Tax

検索

国税庁ホームページでは、「確定申告書等作成コーナー」から電子申告(e-Tax)できるほか、税務署への提出書類が印刷できます。また、要件を満たすと最大3千円の税額控除を受けられたり、添付書類の提出を省略できたりします。

申告書の作成は申告センターで

税務署には申告書の作成会場を設置していません。下記会場内の申告センターをご利用ください。

日時

2月1日(金)～3月15日(金)の平日と2月24日(日)、3月3日(日)の9:00～16:00

会場

秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(中通)
* 駐車可能台数に限りがありますので、会場には公共交通機関でお越しください。

要介護・要支援のかた

税の障害者控除を受けられます

次に該当するかたは申請すると「障害者控除対象者認定書」が交付され、市・県民税や所得税の申告のときに障害者控除を受けることができます。

対象…次の①～④をすべて満たすかた

- ① 障害者手帳を持っていない、または障害者手帳を持っていて税法上の特別障害者に準ずる
- ② 65歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)
- ③ 要介護または要支援の認定を受けている
- ④ 認知症や障がいの程度が市の判定基準を満たす

申請方法

対象者の印鑑(対象者以外が申請する場合はそのかたの印鑑も)を持って、介護保険課、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンターへ。申請書は市ホームページから入手できます。審査結果は後日郵送します

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2407

1月26日(土)は文化財防火デー

文化財を守ろう!



天徳寺での防災訓練

文化財防火デーは、昭和24年1月26日の法隆寺金堂の火災を契機に昭和30年に制定されました。市内には貴重な文化財がたくさんあります。文化財を災害から守り後世に受け継ぎましょう。

問い合わせ 文化振興室 ☎(866)2246

羽毛布団の点検商法に注意!

毅然とした対応を!



見知らぬ業者が、羽毛布団の点検に来たと言葉巧みに家に上がり込み「こんなに傷んでいる布団は健康によくありません」と不安をあおって、強引に新しい布団を買わせたり高額なリフォーム契約を結んだりするケースが後を絶ちません。無料の布団クリーニングでしつこく誘う場合もあります。

見知らぬ業者が来てもすぐ玄関を開けず、不要なサービスは毅然と断りましょう。契約書面を受け取ってから8日以内なら無条件でクーリングオフできるほか、契約方法に問題があれば8日を過ぎても解約できる場合があります。詳しくは、市民相談センター消費生活担当へご相談ください。☎(866)2016

ない場合は法律で罰せられます。
問い合わせ 秋田労働局賃金室
☎(883)4266

6

障がい者があるかたへのための取り組みを

障がいがあるかたを雇っている事業主は、従業員研修の実施や相談窓口の設置が必要です。また、障がい者への虐待に気付いたかた、虐待を受けたかたは、秋田市障がい福祉課内の秋田市障がい者虐待防止センター ☎(866)8835へご連絡ください(匿名可)。

問い合わせ 秋田労働局企画室

☎(883)4254

7

歩行型除雪機は正しく使おう



冬は除雪機による事故が多発し、ときには死亡者が出る痛ましい事故も。除雪機を使うときは次のことを必ず守りましょう。
◆ 作業中は周りに人を近づかせない
◆ 雪が詰まったら、エンジンを止めて雪かき棒を使う
◆ エンジンをかけたまま離れない
◆ 後ろに進むときは、足元や後方の障害物に気を付ける

問い合わせ 除雪機安全協議会

☎0334330415